

【質疑応答要旨】

【記者】 地域協議会について、現在は任意団体かと思われるが、条例化された場合、何か性質が変わるのか。

【市】 あくまでも条例化によって地域協議会の根拠を市として示すという意味合いのため、地域協議会の性質が変わるものではない。

【記者】 医療費の支給に関して、県内の他自治体の状況は。

【市】 県の基準により、通院は義務教育就学前、入院は中学校卒業年度末まで県下全ての自治体で無償化されている。県の基準を拡大して実施している自治体は、入院は条件付きを含め4市4町2村（津島市、安城市、犬山市、みよし市、東郷町、南知多町、設楽町、東栄町、飛島村、豊根村）、通院も条件付きを含め2市4町2村（津島市、犬山市、東郷町、南知多町、設楽町、東栄町、飛島村、豊根村）である。

【記者】 グラント郡との友好関係について、12月に締結式があると聞いているが、豊山町と何か連携して行う予定はあるか。

【市】 現時点でその予定はしていない。